

## 1. 認証制度の趣旨・目的

### 民間取組の認証制度

- ・ 国土の強靱化実現のためには、企業・団体等を含めた**社会全体のレジリエンス強化**が必要。

自助

- ・ 企業の事業継続に関しては、ISO22301等第三者認証の仕組みはあるが、取得企業は200社程度。  
※ この一文については、委員のご指摘を受けて表現を修正した。
- ・ 一方、各種ガイドラインによる自己認証の仕組みもあるが、自己認証ゆえに認知度も低く普及は不十分。

共助

- ・ さらに、南海トラフ・首都直下等の巨大災害に際しては、個々の企業の自助のみならず、社会全体での相互の共助を最大限機能させることが必要。（\*ここで「共助」とは、私人による公助への支援・協力を含む）

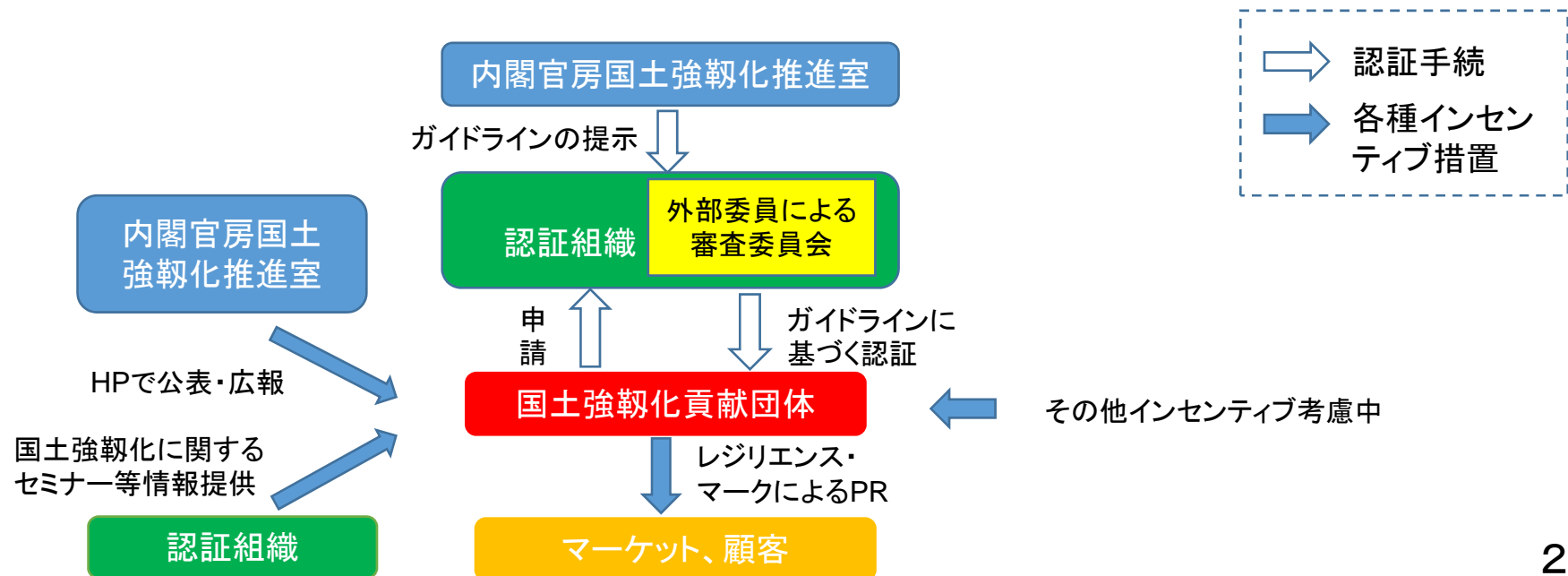


- ▶ **自助(事業継続)ないし共助の取組を一定レベルで行っている企業・団体等**を「**国土強靱化貢献団体(仮称)**」と呼び、それを**第三者により認証**する仕組みを創設
- ▶ これにより、国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げる。

# 国土強靱化に資する民間の取組を評価する制度について

## 2. 認証制度の仕組み

- ①国土強靱化推進室は、企業・団体等の認証のための要件を定めるガイドラインを策定する。
- ②認証を行う主体は外部組織を想定し、同ガイドラインには、併せて、この外部組織が備えなければならない要件も定める。
- ③このガイドラインにもとづき、要件を満たす認証組織が、公平・中立的な立場から「国土強靱化貢献団体」の認証を行う。
- ④認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク(仮称)」を商品、広告等に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。



# 国土強靱化に資する民間の取組を評価する制度について

## 4. 具体要件

### 事業継続関係(必須)

1	事業継続に係る方針が策定されている	「企業全体に対して明らかにしている経営方針」に災害時等における事業継続に関する事項が含まれている。
2	事業継続のための分析・検討がされている	事業影響度分析(どういった事態が起こると致命的になるか)及び必要に応じてリスク評価及びを行い、その際ボトルネックとなる資源を把握している。
3	事業継続戦略・対策の検討と決定がされている	事業継続のボトルネックとなる資源に対する戦略・対策が検討され、対応方針を決定している。
4	一定レベルの事業継続計画(BCP)が策定されている	不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画(BCP)が策定されている。
5	事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている	事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、必要に応じて改善のための見直しがかちんと行われている。
6	事前対策(施設の強化・装備品の確保等)が実施されている	重要施設・設備の耐震化、浸水対策、システム化等を含めた予防措置、自社職員等のための災害備蓄品・スペースの確保等事前対策が適切に行われている。
7	教育・訓練を定期的実施し、必要な措置が取られている	想定外の環境の変化に適応できるようにするための教育・訓練を定期的実施し、必要な措置がとられるような風土が企業組織に定着している。
8	事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している	事業継続に関する実務を2年以上積んだ実績がある者または民間の機関が発行する事業継続の管理に関する民間資格を保有する者が事業継続に関する事務を担当している。
9	法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない	国土強靱化に係る法令等に関して違反がない(大規模施設においては耐震診断がなされており、必要な対策が完了している等)

### 社会貢献関係(任意)

10	行政との災害時応援協定を締結している	災害時において地方公共団体等の活動(公助)を支援する各種協定(放送協定、報道協定、救急救護協定、輸送協定、災害復旧協定、物資協定等)を締結している。
11	業界団体等を通じて行政との災害時応援協定に参画している	災害時における国、都道府県、市町村等と災害時応援協定を結んでいる団体に参画し、活動の実績がある。
12	ボランティア休暇制度等があり従業員が活動をしている	ボランティア休暇制度等が定められており、それを利用して実際に従業員等が被災地等で支援に当たった実績がある。
13	上記以外の社会貢献活動を実施している	上記の同等レベルの活動(災害時支援活動や、専門的人材の派遣、大規模な募金の実施等)を行い、かつ公開している。

# 国土強靱化に資する民間の取組を評価する制度について

## 5. 認証組織が備えるべき要件

認証組織が備えるべき要件は以下のような内容とする。

① 中立・公平性、透明性

認証組織は「国土強靱化貢献団体」の認証にあたり中立・公平性、および透明性を担保すること

② 経験

認証組織は国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験を有すること

③ セミナー、シンポジウム等の機会の提供

国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること

④ 国土強靱化に必要な仕組みの検討

国土の強靱化に関して関係者の連携の在り方等に関して検討し、自らが担う役割について政府と意見交換を行うこと

(1) 内閣官房はガイドラインを策定して認証機関が備えるべき要件を明示する。

(内閣官房は認証組織の指定、承認等の行為は行わず、考え方を整理したガイドラインの提示にとどめるものとする。)

(2) 認証組織は審査の中立性・公平性を担保するため、外部委員による審査委員会を設置し、その審査を仰いで認証を行うものとする。

(3) 認証および再認証に要する適切な費用を審査料として認証組織が徴収することは妨げない。

(4) 審査料の設定、レジリエンス・マークのデザインの決定等、認証制度運用に関して重要な事項に関してもこの外部委員による審査委員会の意見を聞いた上で認証組織が決定するものとする。